

養育費支払契約公正証書

〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△（以下「乙」という。）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

第1条

甲及び乙は、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意する。

第2条（親権）

甲乙間の長男□□（□年□月□日生）、二男××（×年×月×日生）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育する。

第3条（養育費）

- 1 甲は乙に対し、前記子らの養育費として、〇年〇月から満20歳に達する月まで、1人につき1か月〇万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙が指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 2 前記子らが大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払は、前記子らが大学等を卒業する月まで行う。
- 3 当事者双方は、前記子の病気、進学等の特別の費用の負担については、別途協議する。

第4条（面会交流） ※任意

- 1 乙は、甲が前記子らと月1回程度、面会交流することを認める。
- 2 面会交流の具体的な日時、場所及び方法については、前記子らの福祉に配慮して、甲及び乙が協議して定める。

第5条（強制執行認諾文言）

甲は、第3条に定める金員の支払を怠ったときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

第6条（遅延損害金） ※任意

甲が第3条に定める養育費の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払い済みまで、年〇パーセント（※例：年3%）の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

第7条（連絡先の変更） ※任意

甲及び乙は、各自の住所、連絡先等を変更したときは、遅滞なく相手方に通知するものとする。

第8条（清算条項） ※養育費以外の取り決めがないか注意

甲及び乙は、本件離婚に関し、本証書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
（※慰謝料や財産分与など、他に請求する権利がある場合は、この条項を入れると請求できなくなる可能性があります。内容に応じて修正・削除が必要です。）